

警 察 署 協 議 会 会 議 録

折尾警察署協議会

開催年月日時	平成 30年 5月 31日 午後 4時30分 から 平成 30年 5月 31日 午後 5時32分 まで		
開催場所	折尾警察署 4階会議室		
出席者	警察署協議会	会長以下13名	
	警察署	署長、副署長、生活安全管理官、地域管理官、 刑事管理官、交通管理官、総務課長、 生活安全課長、交通第一課長、警備課長	
議 事 概 要			
<p>【開会】</p> <p>ただ今から、平成30年第2回折尾警察署協議会を開催する。</p> <p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>○ 警察署協議会の開催に伴い、多数の委員の出席を賜り御礼申し上げます。</p> <p>○ 今朝、70歳代後半のご夫婦が私の会社に来られた際、ご主人が奥様に駐車を急かしたことで、奥様がアクセルとブレーキを踏み間違える交通事故が発生した。</p> <p>最近では、サポートカーも普及しており、交通事故を減らすためにも、私どものように年齢を重ねた者は、こういった車の購入も検討しなければならないのではと考えさせられた。</p> <p>○ 本日は、会議後、意見交換会も予定されているので、多数の御出席をお願いし、多くの意見をいただければと考えている。</p> <p>【署長挨拶・自己紹介（要旨）】</p> <p>○ 本日は御多忙のところ、折尾警察署協議会にお集まりいただき、感謝申し上げます。</p>			

議 事 概 要

- 委員の皆様方には、日頃から警察活動に対する深い御理解と御支援を賜り、心から感謝と敬意を表する。
- 管内では、今年に入り、交通死亡事故が多発しており、現在、署員一丸となって、交通死亡事故緊急対策に取り組んでいる。
皆様方にあつては、出発式に多数御列席賜り、感謝するとともに、この場を借りて、御礼申し上げます。
また、死亡事故の抑止を含め、皆様方が安全で安心を実感できる街づくりを遂行して参るので、引き続き、皆様方の御理解、御支援をお願いする。
- 本日の会議では、交通第一課長から「速度取締りの重点」等について、生活安全課長から「防犯カメラの設置促進」について説明させていただく。
- 本日も、皆様方の知識と経験を署の活動に生かすべく、御意見等を積極的にいただければと考えているので、忌憚のない意見をお願いする。

【報告事項等】

- 1 管内における交通死亡事故の発生状況について（交通第一課長）
 - (1) 交通事故の発生状況
交通事故は減少傾向にあるが、死者数は増加傾向にある
 - (2) 死亡事故発生の経緯
高齢者の横断事故や車内事故（事故により、シートベルトが体に食い込むような事故）による死亡事故が発生している
- 2 折尾警察署の交通指導取締り指針について（交通第一課長）
 - (1) 速度超過の取締り重点について
 - (2) 横断歩行者等妨害の取締り重点について
 - (3) 駐車関連違反の取締り重点について
 - (4) 交差点関連違反の取締り重点について
- 3 折尾警察署駐車監視員活動ガイドライン等について

議 事 概 要

駐車監視員と連携した駐車関連違反の取締りを行い、交通事故防止に繋がっている。

また、瞬間路上駐車は、前年と比較し、減少している。

4 防犯カメラの設置促進について（生活安全課長）

- (1) 街頭防犯カメラの必要性
- (2) 街頭防犯カメラを設置した具体的効果
- (3) 管内の防犯カメラ設置状況
- (4) 防犯カメラの種別
- (5) 防犯カメラの設置費用
- (6) 防犯カメラの管理・運用にかかる費用
- (7) 地域で活用できる補助金事業
- (8) 設置に当たっての注意
- (9) 平成29年中の性犯罪（強制性交等罪、強制わいせつ罪）発生状況
- (10) 管内の前兆事案発生状況

【質疑応答】

- 委員から、「防犯カメラ映像の保存期間はどのくらいか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「カメラの画質や保存容量等により異なるので一概には言えないが、短いものでも1週間くらいは保存されているものが多い。」旨の回答があった。

また、生活安全管理官から、「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業というものがあり、画像の保存期間は7日間以上30日間以内という制限が定められている。なお、防犯カメラやドライブレコーダーは犯罪捜査だけではなく、高齢者が行方不明になった際に、行方不明者が、いつ、どこにいたのかを調べるためなどにも活用されている。」旨の回答があった。

- 委員から、「防犯カメラを取り付ける際、設置箇所については指導して

議 事 概 要

いただけるのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「相談していたければ、署員や、警察本部の防犯アドバイザーが現場に赴き、実際に現場を確認したうえで、これまでの知識や経験を基に、取付け箇所等をアドバイスする。」旨の回答があった。

また、署長から「人の動線に沿って取り付けることが防犯性を高めるためには有効である。」旨の回答があった。

- 委員から、「前兆事案分布図について、最近、小学校や中学校周辺で子供が不審者に声を掛けられたり、追いかけられたりするような情報が多いが、前兆事案分布図を公開することはできるのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から、「前兆事案分布図については、広く活用するために作成しており、福岡県警察のホームページにも掲載している。各地区で行われている防犯パトロール等にも活用していただけるような形で資料を提供することもできるので、相談していただければ喜んで対応させていただく。」旨の回答があった。

- 委員から、「折尾駅周辺の総合整備事業について、現在折尾駅付近のアンダーパスが通行止めになっているのに、信号機の表示周期が従来そのまま、渋滞が発生している。工事が終われば解消されるかもしれないが、検討していただくことはできないか。」旨の質疑があり、交通第一課長から、「折尾駅周辺の総合整備事業については、平成38年の完成を目処に工事が進められており、その中でアンダーパスは、平成35年ころには通行できるのではと聞いている。信号機の表示周期については、今一度、交通量の精査を行い、必要な部分があれば、変更する等して渋滞を解消していきたい。折尾駅周辺の道路は整備途中の地区ということもあり、状況が変わるので、完全に渋滞を解消できるとは言えないが、可能な限り対応していく。」旨の回答があった。

- 委員から、「私が通っているジムで、80歳くらいの高齢者が、酒を飲んだから車ではなく自転車で来たと言っていた。その方に、自転車も酒を

飲んで運転すれば飲酒運転になると伝えたのだが、運転免許証を保有している人が自転車で飲酒運転をした場合、罰則等はどうなるのか。」旨の質疑があり、交通第一課長から、「自転車でも、酒酔い運転であれば、反則通告制度に従って、赤切符（交通違反切符）処理を行う。特に交通事故を起こせば、検察庁に送致されて裁判等により、それなりの責任を取ることになる。」旨の回答があった。

- 委員から、「自宅や会社の前に車を駐車して駐車違反で処理されたというのを聞いたことがあるが、そういった時は、自宅や会社に行って一言声を掛けることはできないのか。」旨の質疑があり、交通第一課長から、「取締りの方針として、個別的対応はしないことになっている。これは、例えば、マンションの前に車が駐車されていても、全戸を訪問することはできず、公正性が保たれないからである。また、声掛けをするまで駐車して良いということにもなりかねない。そうなれば、駐車車両の影響で、交通事故が発生する恐れもある。実際に、道路上に駐車された車両が関わる交通死亡事故も発生しており、交通事故を防ぐためにも、このような方針で駐車違反の取締りを行っている。」旨の回答があった。

【総括】

会長から、「多数の意見をいただき、感謝する。本日の意見を今後の警察署運営に反映させていただきたい。」旨の総括があり、会議を終了した。

【閉会】

以上で、平成30年第2回折尾警察署協議会を閉会する。